

弘前大学における競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される
若手研究者の自発的な研究活動等の実施について

令和2年9月18日
学 長 裁 定

第1 趣旨

この裁定は、競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針(令和2年2月12日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、弘前大学(以下「本学」という。)において、プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の研究能力の向上及び育成を図ることを目的として、競争的研究費により、若手研究者が自発的な研究活動等を実施することに関し、必要な事項を定める。

第2 定義

この裁定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 競争的研究費 配分機関が実施する競争的研究費制度のうち、その目的等に人材育成が含まれ、雇用される若手研究者が、エフォートの一部を自発的な研究活動等に充てることが可能であることが明記又は方針として示されている研究費をいう。
- (2) 配分機関 日本学術振興会、科学技術振興機構、日本医療研究開発機構、関係省庁及びその他の競争的研究費制度を実施する機関をいう。
- (3) 研究代表者等 競争的研究費制度により研究代表者又は研究分担者として研究を行う本学の教員のうち、競争的研究費により若手研究者を雇用する者をいう。
- (4) 若手研究者 競争的研究費により研究代表者等により雇用される者(雇用を予定している者を含む。)のうち、次に掲げる全てに該当する者をいう。
 - ア 競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される者(研究代表者が自らの人件費を当該プロジェクトから支出し雇用される場合を除く。)
 - イ 雇用を行う年度の4月1日時点において40歳未満の者(ただし、配分機関が別に認める場合はその指定する年齢要件及び学位取得後の年数等の条件を満たす者を含む。)
 - ウ 研究活動を行うことを職務に含む者
- (5) 自発的な研究活動等 競争的研究費を自ら獲得して実施又は研究分担者として実施する研究活動等のうち、原則として次に掲げる全てに該当するものをいう。
 - ア 若手研究者本人が実施を希望する活動
 - イ 研究代表者等が、若手研究者を雇用する競争的研究費の推進に資する自発的な研究活動等であると判断したもの
 - ウ 研究代表者等が、若手研究者を雇用する競争的研究費の推進に支障がない範囲であると判断したもの(当該プロジェクトに従事するエフォートの20%を上限とする。)

第3 申請, 変更及び承認

- 1 若手研究者からの申出により, 自発的な研究活動の実施を申請する研究代表者等(以下「申請者」という。)は, 若手研究者が研究活動を実施する前に, 「自発的な研究活動等承認申請書」(様式第1号)を担当理事(以下「理事」という。)に提出する。
- 2 申請内容に変更が生じた場合においては, 前項を準用し, 「自発的な研究活動等変更承認申請書(様式第3号)」を理事に提出する。
- 3 理事は, 前2項の申請があった場合は, 「自発的な研究活動等(承認・不承認)通知書(様式第2号)」又は「自発的な研究活動等変更(承認・不承認)通知書(様式第4号)」により, 当該申請の承認又は不承認を決定し, 通知する。

第4 活動報告

- 1 前記第3第3項の規定により自発的な研究活動等の実施を承認された申請者は, 毎年度末及び承認された活動期間終了後2か月以内に, 「自発的な研究活動等活動報告書(様式第5号)」及び「自発的な研究活動等従事状況管理表(様式第6号)」を理事に提出する。
- 2 理事は, 若手研究者による自発的な研究活動等が適切に実施されているかを確認するため, 任意の時期に, 実施者に対して活動状況の報告を求めることができる。
- 3 前項の結果, 前記第2第5号に規定している事項を満たさないことが認められた場合, 理事は, 自発的な研究活動等の承認を取り消すことができる。

第5 その他

この裁定に定めるもののほか, 必要な事項は, 別に定める。

附 則

この裁定は, 令和2年9月18日から実施し, 令和2年9月1日から適用する。